

TOP page

資料室

イベント情報

講師を探す

Worker's 広場

関連リンク

## 資料室



HOME | 資料室 | 労働組合 | 組織運営と法律 | 日本国憲法と労働組合 3

労働組合

労働者福祉・共済

一般教養

組織活動

組織運営と法律

労働安全衛生

経営対策活動

教育・宣伝活動

労働時間をめぐる諸問題

教育活動

選挙活動

組合組織（公務員）

教育カリキュラム

▶ キーワード検索はこちら

### 日本国憲法と労働組合 3

#### 日本国憲法と労働組合 3

##### 2. 自主的な取組み → 団体交渉(労使協議)により労働条件の向上を図る。

労働者は一人では弱い、そこで団結し、その団結力を基盤に対等の関係を形成し、交渉によって自らの条件を高めていきます。

そのために、労働組合を結成する、労働組合は労働者が団結した証であり、その運動を通して労働条件の向上を図るのです。労働組合法はその為の助成を行う法律(労働法)です。

したがって、労組法は集団的労使関係の法律と呼ばれます。

##### 「憲法第 28 条の労働三権」と「労働組合法」との関係

<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 0 auto;">                 労働組合法「労働三権」の具体化             </div>	団結権の保護	労働組合	条件	①労働者主体の自主的な組織。 ②労働条件の維持改善、経済的地位の向上が主目的 ③使用者の利益代表を含まない。 ④使用者の経済的援助を受けない。
	団体交渉権の保護		活動	①労使の団体交渉(第 6 条) ②労働協約の締結(第 5 条) ③争議行為＝刑事・民事上の免責(第 1 条・第 8 条)
	団体行動権の保護	不当労働行為	使用者による労働組合への支配介入の防止(第 7 条) ①不利益な取扱いの禁止。      ⑤経費の援助禁止。 ②黄犬契約の禁止。              ⑥労働委員会申立や手続 ③団体交渉拒否の禁止。      参加による不利益取扱い ④組合運営に対する介入禁止。 禁止。	
		労働委員会	公正な労働関係の確保 ①労働組合の資格審査(第5条・第11条) ②労働争議の斡旋・調停・仲裁(労働関係調整法 20 条) ③不当労働行為の審査、原状回復命令(第 27 条)	

団結権を担保するために第七条で使用者がしてはならないことを不当労働行為として規定し、本条に違反すれば、罰則をもって対処する強行法規となっています。又、内部統制についても団結を保持、継続していくために「合理的な範囲内においてその組合員に対する統制権を有する」(最高大四年四月)とその存在を認めています。

団体交渉権は、第六条で交渉権限の存在を規定し、第一条では、団体交渉での言動に対する刑事上の免責を規定しています。

団体行動権については、団体交渉を含まない行動を言い、具体的には争議行為と日常の組合活動をする権利を言います。

労組法このようにして労働三権を保護しています。

そして、団結の力で「労使対等の立場を確立」し、団体交渉を通して、労働者の地位の向上と労働条件の維持改善を図ることを目的にしているのです(法第一条)。

資料に関する解説やサイト内ブックマーク、簡単なクイズもできる無料会員登録のお申し込みはこちらになります。

**Worker's Library 会員登録**

**お申し込みはこちらです。**

[>>一覧へ戻る](#)

[▶ サイトマップ](#) [▶ このサイトについて](#) [▶ 個人情報保護の取組みについて](#)

[▶ ページTOPへ](#)

[TOP page](#)

[資料室](#)

[イベント情報](#)

[講師を探す](#)

[Worker's広場](#)

[関連リンク](#)

**Worker's Library** 静岡で働く人のための資料閲覧サイト  
JAPANESE TRADE UNION COFEDERATION DB SITE **【ワーカーズ・ライブラリー】**

Copyright© WORKER'S LIBRARY All rights reserved.